

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成18年10月19日(2006.10.19)

【公表番号】特表2005-533003(P2005-533003A)

【公表日】平成17年11月4日(2005.11.4)

【年通号数】公開・登録公報2005-043

【出願番号】特願2003-575954(P2003-575954)

【国際特許分類】

A 6 1 K	45/00	(2006.01)
A 6 1 K	31/132	(2006.01)
A 6 1 P	3/00	(2006.01)
A 6 1 P	3/04	(2006.01)
A 6 1 P	3/06	(2006.01)
A 6 1 P	3/10	(2006.01)
A 6 1 P	9/00	(2006.01)
A 6 1 P	9/04	(2006.01)
A 6 1 P	9/10	(2006.01)
A 6 1 P	9/12	(2006.01)
A 6 1 P	13/12	(2006.01)
A 6 1 P	25/00	(2006.01)
A 6 1 P	25/02	(2006.01)
A 6 1 P	25/32	(2006.01)
A 6 1 P	27/02	(2006.01)
A 6 1 P	39/02	(2006.01)
A 6 1 P	39/04	(2006.01)

【F I】

A 6 1 K	45/00	
A 6 1 K	31/132	
A 6 1 P	3/00	
A 6 1 P	3/04	
A 6 1 P	3/06	
A 6 1 P	3/10	
A 6 1 P	9/00	
A 6 1 P	9/04	
A 6 1 P	9/10	
A 6 1 P	9/10	1 0 3
A 6 1 P	9/12	
A 6 1 P	13/12	
A 6 1 P	25/00	
A 6 1 P	25/02	
A 6 1 P	25/32	
A 6 1 P	27/02	
A 6 1 P	39/02	
A 6 1 P	39/04	

【手続補正書】

【提出日】平成18年8月28日(2006.8.28)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

非糖尿病患者における心不全の治療のための医薬の調製のためのヒト対象における銅分値を引き下げるのに効果のある単数又は複数の薬剤の使用。

【請求項2】

前記非糖尿病患者における心不全に高い銅分値が伴っている、請求項1記載の使用。

【請求項3】

前記高い銅分値が銅(II)の値である、請求項2記載の使用。

【請求項4】

前記銅分値を引き下げることができる薬剤が銅キレート化剤である、請求項3記載の使用。

【請求項5】

前記銅分値を引き下げができる薬剤が銅(II)キレート化剤である、請求項4記載の使用。

【請求項6】

前記銅(II)キレート化剤の銅に対するアフィニティーがその他の微量金属に対するアフィニティーよりも強い、請求項5記載の使用。

【請求項7】

前記銅分値を引き下げができる薬剤がトリエンチンである、請求項1記載の使用。

【請求項8】

前記薬剤が2,3,3テトラミン、D-ペニシラミン、N-アセチルペニシラミン、トリチオモリブデン酸又はテトラチオモリブデン酸塩である、請求項1記載の使用。

【請求項9】

前記銅キレート化剤が2,2,2テトラミン塩酸塩又は2,3,2テトラミン塩酸塩である、請求項7記載の使用。

【請求項10】

前記トリエンチンがトリエンチン塩酸塩であり、そしてヒトの患者に対し非経口投与であれば約120mg/日を、また経口投与であれば約600~1200mg/日を、単回または頻回投与する、請求項7~9のいずれか1項記載の使用。

【請求項11】

前記薬剤が経口投与されるものである、請求項1~10のいずれか1項記載の使用。

【請求項12】

前記薬剤が非経口投与されるものである、請求項1~10のいずれか1項記載の使用。

【請求項13】

前記薬剤が更に単数又は複数の亜鉛塩を含んで成る、請求項1~12のいずれか1項記載の使用。

【請求項14】

前記亜鉛塩が塩化亜鉛、硫酸亜鉛、クエン酸亜鉛、イソクエン酸亜鉛、ケトグルタル酸亜鉛、コハク酸亜鉛、マレイン酸亜鉛及びグルコン酸亜鉛からなる群から選ばれる、請求項13記載の使用。

【請求項15】

前記対象の銅分値の状態を治療の前に予め決定しておき、そして対象の銅分値が高くなったら前記医薬が投与されるものである、請求項1~14のいずれか1項記載の使用。

【請求項16】

前記対象の銅分値のモニタリングを更に含む、請求項1~15のいずれか1項記載の使用。

【請求項 17】

銅(II)分値の状態を評価及び／又はモニタリングする、請求項15又は16記載の使用。

【請求項 18】

哺乳動物対象における銅分値に関連する組織損傷の治療のための医薬の調製のための、対象における銅分値を引き下げるのに効果のある単数又は複数の薬剤の使用であって、前記障害が心筋組織、腎組織、眼組織、神経組織または血管組織の単数又は複数であり、且前記対象がウィルソン病又は糖尿病を患っていない、使用。

【請求項 19】

心筋、腎臓、眼、神経系、及び／又は血管系における銅分値に関連する組織損傷の発症のおそれのある、又は発症したと予想される、又は実際に発症した哺乳動物対象の治療のための医薬の調製のための、対象における銅分値を引き下げるのに効果のある単数又は複数の薬剤の使用であって、対象における組織修復が組織の銅分値の低下により促進され、また前記対象がウィルソン病又は糖尿病を患っていない、使用。

【請求項 20】

前記哺乳動物対象がヒトである、請求項18又は19記載の使用。

【請求項 21】

前記ヒトが高い銅分値を有する、請求項20記載の使用。

【請求項 22】

前記対象の銅分値の状態を治療の前に予め決定しておき、そして対象の銅分値が高くなったら前記医薬が投与されるものである、請求項18～21のいずれか1項記載の使用。

【請求項 23】

前記対象の銅分値状態を1又は数回評価及び／又はモニタリングする、請求項22記載の使用。

【請求項 24】

前記銅分値の決定が細胞外銅分値を対照とする、請求項22又は23記載の使用。

【請求項 25】

前記対象において高血圧を診断又は評価する、請求項18～24のいずれか1項記載の使用。

【請求項 26】

前記対象においてアルコール中毒症を診断又は評価する、請求項18～24のいずれか1項記載の使用。

【請求項 27】

前記対象における組織損傷を評価及び／又はモニタリングする、請求項18～24のいずれか1項記載の使用。

【請求項 28】

障害は下記のうちいずれか1つ又は複数による障害である請求項18～24のいずれか1項記載の使用：

(i)心筋症又は心筋炎；または(ii)大血管のアテローム疾患；または(iii)心筋組織、腎組織、眼組織、神経組織及び／もしくは血管組織の小血管の疾患；または(iv)大血管のアテローム病变部の非致命的ブラーク破綻。

【請求項 29】

前記組織損傷又は疾患の治療が向上した組織幹細胞応答を供する、請求項18～24のいずれか1項記載の使用。

【請求項 30】

前記薬剤が鉄に対するアフィニティーよりも銅に対するアフィニティーが強い、請求項18～24のいずれか1項記載の使用。

【請求項 31】

前記薬剤が製薬上許容し得る銅キレート化剤を含む、請求項18～24のいずれか1項記載の使用。

【請求項 3 2】

前記銅キレート化剤がトリエンチンである、請求項 3 1 記載の使用。

【請求項 3 3】

前記銅キレート化剤がトリエンチンであり、前記対象における組織銅分値が引き下げられている、請求項 3 1 記載の使用。

【請求項 3 4】

前記トリエンチンがトリエンチン塩酸塩であり、そしてヒトの患者に対し非経口投与であれば約 120mg/日を、また経口投与であれば約 600~1200mg/日を、単回または頻回投与する、請求項 3 2 又は 3 3 記載の使用。

【請求項 3 5】

薬剤は下記より選択される請求項 1 ~ 3 3 のいずれか 1 項記載の使用：

トリエンチン、
エチレンジアミン四酢酸(EDTA)、
ジエチレントリアミン四酢酸(DPTA)、
2,2,2-テトラミン四塩酸塩(TETA)、
2,3,2-テトラミン四塩酸塩、
D-ペニシラミン(DPA)、
1,4,8,11-テトラアザシクロテトラデカン(Cyclam)、
5,7,7',12,14,14'-ヘキサメチル-1,4,8,11-テトラアザシクロテトラデカン(Cyclam S)、
2,3-ジメルカプトプロパン-1-スルホン酸ナトリウム(DMPS)、
N-アセチルペニシラミン(NAPA)、
D-ペニシラミン(PA)、
デスフェロキサミン、
2,3-ジメルカプトプロパノール(BAL)、
2,3-ジメルカプトコハク酸(DMSA)、
トリチオモリブデン酸塩、
3,7-ジアザノナン-1,9-ジアミン(BE 6184)、
1,4,8,11-テトラアザシクロテトラデカン-1,4,8,11-四酢酸、
1,4,8,11-テトラアザビシクロ[6.6.2]ヘキサデカン、
4,11-ビス(N,N-ジエチル-アミドメチル)-1,4,8,11-テトラアザビシクロ[6.6.2]ヘキサデカン、
4,11-ビス(アミドエチル)-1,4,8,11-テトラアザビシクロ[6.6.2]ヘキサデカン、
メラトニン、
クリオキノール、
クプリゾン、
N,N'-ジエチルジチオカルバミン酸塩、
酢酸亜鉛、
亜鉛塩、
バトクプロインジスルホン酸；バトクプロインジスルホン酸塩、
ネオクプロイン(2,9-ジメチル-1,10-フェナントロリン)、
テトラチオモリブデン酸塩、
トリメタジジン、
トリエチレンテトラミン四塩酸塩、
2,3,2-テトラアミン、
ピリジン-2,6-ビス(チオカルボン酸)またはジチオカルバミン酸ピロリジン、
テトラエチレンペンタミン、
N,N,N',N-テトラキス(2-ピリジルメチル)エチレンジアミン、
1,4,7,11-テトラアザウンデカン四塩化物、
テトラエチレンペンタミン五塩化物、

D-ペニシラミン(DPA)、
1,10-オルトフェナントロリン、
3,4-ジヒドロキシ安息香酸、
2,2'-ビシンキノン酸、
ジアムサール、
3,4',5-トリヒドロキシスチルベン(レスベラトロール)、
メルカプトデキストラン、
o-フェナントロリン、
ジスルフィラム(antabuse)、
サークル、
カルシウム三ナトリウムジエチレントリアミン五酢酸(前記cpdの塩)、および
メチマゾール(1-メチル-2-チオルイミダゾール)。

【請求項36】

前記銅キレート化剤が2,2,2テトラミン塩酸塩、2,3,2テトラミン塩酸塩又はトリエチレンテトラミン四塩酸塩である、請求項35記載の使用。

【請求項37】

前記対象が心不全に罹っている及び／又は罹り易い、請求項18～36のいずれか1項記載の使用。

【請求項38】

前記対象が心筋症に罹っている、請求項18～37のいずれか1項記載の使用。

【請求項39】

前記心筋症が代謝性心筋症、アルコール性心筋症、薬剤誘発性心筋症又は虚血性心筋症である、請求項38記載の使用。

【請求項40】

前記虚血性心筋症が冠動脈疾患に関係する、請求項39記載の使用。

【請求項41】

前記虚血性心筋症がグルコース代謝異常に関係していない、請求項39記載の使用。

【請求項42】

前記組織損傷又は疾患がグルコース代謝異常に関係していない急性冠症候群である、請求項18～41のいずれか1項記載の使用。

【請求項43】

前記大血管が大動脈、冠動脈、頸動脈、脳血管動脈、腎動脈、腸骨動脈、大腿動脈又は膝窩動脈である、請求項28記載の使用。

【請求項44】

前記小血管の疾患が微小血管障害又は高血圧である、請求項28記載の使用。

【請求項45】

前記小血管が網膜小動脈、糸球体小動脈、神経の脈管、心小動脈、眼に関連する毛細管床、腎臓に関連する毛細管床、心臓に関連する毛細管床、中枢神経系に関連する毛細管床又は末梢神経系に関連する毛細管床である、請求項28記載の使用。